

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8月 1日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川 4丁目 6番10号
【電話番号】	03-3817-5030
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 森田 宏
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川 4丁目 6番10号
【電話番号】	03-3817-5030
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 森田 宏
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成24年 3月29日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年 4月 6日
【発行登録書の有効期限】	平成26年 4月 5日
【発行登録番号】	24 - 関東44
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注1） 800,000,000円（注2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【発行可能額】	0円（注1） 800,000,000円（注2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成24年 8月 1日（提出日）であります。
【提出理由】	平成24年 3月29日に提出した発行登録書の一部に訂正を要する箇所があることによります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜 1丁目 8番16号）

【訂正内容】

平成24年6月21日開催の当社定時株主総会において選任された取締役からなる体制の下、同年同日開催された社外取締役独立委員会において、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」の継続、見直しまたは廃止について審議され、本文中の一部記載形式の変更を行うものの、現行の内容で継続することを取締役に提案することを決議いたしました。

社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年8月1日の取締役会において、当社が引き続き「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」を現行の内容で継続することを決議いたしました。これに伴い、以下のとおり訂正します。

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

第一部【証券情報】

第3【その他の記載事項】

(訂正前)

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針について

当社取締役会は、平成18年2月28日、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針（以下、「本対応方針」）」を決議し、同年6月23日開催の当社定時株主総会終了後に、社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会において、全員が本対応方針に関し、現行の内容で継続する意思表示を行いましたので、同年7月31日の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。その後、平成19年7月31日、平成20年7月31日、平成21年7月31日及び平成22年7月30日開催の取締役会におきまして、その継続を決議しております。

さらに、平成23年6月21日開催の当社定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会において、本対応方針の継続、見直しまたは廃止について審議され、現行の内容で継続することを取締役に提案することを決議しました。社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年8月2日の取締役会において、本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。

なお、本対応方針の継続にあたり、平成18年2月28日開催の当社取締役会で承認された第 期中期戦略計画を1年前倒しで終了させ、2015年度を最終年度とする新たな中期戦略計画「はやぶさ」を平成23年度からスタートしたことに伴い、平成23年6月21日に開催された社外取締役独立委員会において、本対応方針の有効期間を中期戦略計画「はやぶさ」（平成23年4月から平成28年3月を対象）を包含すべく平成28年6月30日までとすること、ならびに本対応方針導入以降の法令の改正や東京証券取引所の諸規則の改正等をふまえ、一部記載事項の追加や変更を行うことを併せて取締役会に提案することを決議し、同年8月2日の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。

本対応方針は、中期戦略計画の遂行によって実現される企業価値、ひいては株主共同の利益を確保することを目指しております。本対応方針の要旨は以下のとおりであります。

< 後略 >

(訂正後)

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針について

当社取締役会は、平成18年2月28日、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針（以下、「本対応方針」）」を決議し、同年6月23日開催の当社定時株主総会終了後に、社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会において、全員が本対応方針に関し、現行の内容で継続する意思表示を行いましたので、同年7月31日の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。その後、平成19年7月31日、平成20年7月31日、平成21年7月31日、平成22年7月30日開催の取締役会におきまして、その継続を決議しております。また、平成23年8月2日開催の取締役会において、本対応方針の有効期間と一部記載事項の変更を行うものの、内容としては継続することが決議されております。

さらに、平成24年6月21日に開催された当社定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会において、本対応方針の継続、見直しまたは廃止について審議され、本文中の一部記載形式の変更は行うものの、現行の内容で継続することを取締役に提案することを決議しました。社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年8月1日の取締役会において、本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。

本対応方針は、中期戦略計画の遂行によって実現される企業価値、ひいては株主共同の利益を確保することを目指しております。本対応方針の要旨は以下のとおりであります。

<後略>